

堺市シェアサイクル実証実験事業者募集要項 (公募型プロポーザル方式)

1. 事業の目的

堺市（以下、「本市」とする。）においては、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に伴い、周遊環境を向上させることが課題であることから、IoT を活用したシェアサイクルを導入することで、利用者ニーズや回遊性向上等の検証を行う。さらに既存の公共交通機関を補完する移動手段としての可能性や事業採算性、継続性等の検証も行う。

また現在導入している「さかいコミュニティサイクル」の課題解決に向けて、シェアサイクルとの共存等の可能性を探るなど、今後の本市の貸自転車の方向性を明らかにすることを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

堺市シェアサイクル実証実験

(2) 事業内容

別紙「堺市シェアサイクル実証実験 仕様書」のとおり

(3) 事業期間

協定書締結日から令和4年3月31日（予定）

(4) 実施エリア

堺市中心市街地（約190ha）、旧市街地・環濠エリア、百舌鳥古墳群周辺エリア

※別紙「堺市シェアサイクル実証実験実施エリア及びサイクルポート候補地一覧【全体】」参照

※上記エリアでの事業実施を必須とする。

上記エリア以外での事業実施についても、協議に応じること。

また、堺市域内において、その他の主要駅前及びその周辺施設等で拡大して実施することや他都市等との広域連携は差し支えない。

3. 企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別紙「堺市シェアサイクル実証実験 審査基準及び配点表」のとおり

(2) 審査方法

○提出書類は本市の庁内関係者で構成する選定庁内委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。

○提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定しているため、日時等詳細については別途連絡を行う。

○審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。

○審査内容、結果についての異議は認められない。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和元年12月4日（予定）に全ての事業者へ通知するとともに堺市ホームページで公表する。

各提案内容に対する採点結果についても堺市ホームページで公表する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適したものを優先交渉権者として決定する。

4. 協定の締結

(1) 協定者の決定

- ①優先交渉権者との協定交渉が成立した場合は、当該事業者を協定者として決定し、協定の締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和元年12月中に協定が締結できるように速やかに手続きを進めること。

なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

- ②優先交渉権者との協定が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、協定交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を協定者として決定し、協定締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が辞退したことにより協定が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び協定不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 誓約書の提出

優先交渉権者は、協定締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。

5. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) 堺市シェアサイクル実証実験プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
- ※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者

の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 堺市シェアサイクル実証実験プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

6. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成は、仕様書、協定書、関係法令等を充分確認すること。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 企画提案書で表明された内容が協定内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には協定を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (5) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (8) 同一の提案者からの複数の企画提案の提出は不可とする。
- (9) 企画提案の選定は提出された内容に基づいて行うが、選定された候補者は、本市と

の協議のうえ提案された内容について、必要に応じ、修正を依頼する場合がある。
(10) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。

7. 業務担当部署

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館20階
堺市 建設局 自転車まちづくり部 自転車企画推進課 担当 豊島・橋本・東
TEL 072-228-7636 FAX 072-228-0220
e-mail jiki@city.sakai.lg.jp

8. スケジュール

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和元年10月24日(木) |
| (2) 参加資格確認申請書等受付締切日 | 令和元年11月7日(木)午後5時まで |
| (3) 質疑締切日 | 令和元年11月7日(木)午後5時まで |
| (4) 質疑回答日 | 令和元年11月15日(金) [予定] |
| (5) 参加資格確認結果通知日 | 令和元年11月15日(金) [予定] |
| (6) 企画提案書等受付締切日 | 令和元年11月22日(金)午後5時まで |
| (7) プレゼンテーション実施日 | 令和元年11月28日(木) [予定] |
| (8) 審査結果(採否)通知日(優先交渉権者決定) | 令和元年12月4日(水) [予定] |

※1 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※2 質疑、参加資格確認申請書等は公募開始日から提出可能とする。

9. 参加手続き

(1) 募集要項等の配布

○日時 令和元年10月24日(木)から令和元年11月22日(金)まで

○場所 堺市ホームページからダウンロード

堺市ホームページ: <http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/jitensha/share-cycle.html>

(2) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、下記のとおり提出すること。

○提出書類

(ア) 堺市シェアサイクル実証実験プロポーザル参加資格確認申請書

(様式第1号)・・・提出部数は1部

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ) 同意書(※)・・・提出部数は1部

・事業者(本社に限る)の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印(実印)を押印すること。

(ウ) 国税の納税証明書 (※)・・・提出部数は1部

・法人はその3の3、個人はその3の2とし、令和元年10月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。

※提出書類 (イ) (ウ) については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

○提出期間 令和元年10月24日 (木) から令和元年11月7日 (木) まで

○提出方法 「堺市シェアサイクル実証実験プロポーザル参加資格確認申請書 (様式第1号)」に必要事項を記入し、自転車企画推進課に直接持参または郵送 (FAX 不可) にて提出。郵送の場合も受付期限までに必着。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日を除く) に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記7の業務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

(3) 質問書の提出、回答

○提出期間 令和元年10月24日 (木) から令和元年11月7日 (木) まで

※上記以降の質問は一切受け付けない。

○提出方法 「堺市シェアサイクル実証実験に関する質問書 (様式第2号)」に記入のうえ、前記7の業務担当部署へ直接持参、郵送 (必着) または FAX のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日を除く) に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記7の業務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

【FAX の場合】上記提出期限の午後5時までに前記7の業務担当部署が受信すること。

○回答方法 令和元年11月15日 (金) までに堺市ホームページ上に回答を掲載

(4) 企画提案書の受付

○提出日時 令和元年11月15日 (金) から令和元年11月22日 (金) まで

○提出方法 前期7の業務担当部署へ直接持参または郵送 (必着) のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日を除く) に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記7の業務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

○提出書類

番号	内容	部数
①	堺市シェアサイクル実証実験企画提案書（様式第3号）	正1部（要押印） 副11部
②	堺市シェアサイクル実証実験計画書（様式第4号）	正1部 副11部
	上記（様式第4号）に基づき、プレゼンテーションを実施する際の資料（例・パワーポイント資料）（様式自由） ※使用する場合に限る	コピー12部

※正1部は、①②（プレゼン資料は除く）を1セットにして、①に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

※副11部は、①②（プレゼン資料は除く）をセットして、提出すること。①には、社名等の記載や押印を一切行わないこと。

※②について、「堺市シェアサイクル実証実験 仕様書」に基づき、作成すること。
なお、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ、資料の添付等は一切しないこと。
判別できる場合には失格にする可能性がある。

10. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「堺市シェアサイクル実証実験プロポーザル参加辞退届（様式第5号）」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

令和元年11月22日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

前記7の業務担当部署まで直接持参または郵送（必着）のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記7の業務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

1 1. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 2. プレゼンテーション

○日時 令和元年11月28日（木）[予定] 時間未定

○場所 未定

○注意事項

- ・プレゼンテーションの詳細については、後日別途通知する。
- ・提出した企画提案書及び関連資料に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、20分以内とする（質疑応答を除く）。
- ・プレゼンテーションには、プロジェクターを使用することができる。
- ・提案者は、必要に応じてPC本体、プロジェクター本体及び接続ケーブルを用意すること。
- ・プロジェクター本体について、本市の所有する機器の使用を希望する場合は、令和元年11月26日（火）までに前記7の業務担当部署へ連絡し、指示を受けること。
- ・選定内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

以上